

八幡平市監査委員告示第5号

平成30年7月25日付け八監査第072501号の定期監査（5月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年9月27日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 井上 辰男

措置内容 別紙のとおり

定期監査指摘事項の措置状況等通知書

西根総合支所

平成 30 年 5 月 22 日 監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>平成 29 年度に西根地区市民センターにおいて、分煙空気洗浄機保守点検業務を実施したが、支出負担行為となる施行伺いをしないまま、決裁を受けずに委託契約の締結を行っており、明らかに不適切である。業務の経過を検証し、再発防止策を徹底したうえで、委託業務の執行と進行管理を適切に行うこと。</p>	<p>施行伺いをしないまま、決裁を受けずに委託契約を締結していたことは、ご指摘どおり不適切な事務処理でした。 見積徴収から契約に至るまでの一連の事務の流れや留意点等について再度指導を行いました。今後は再発防止及び適正な事務処理に努めてまいります。</p>	<p>業務を遂行する際は、必ず職員間で確認を行うことを徹底する。</p>	<p>平成 30 年 5 月 23 日</p>